

大阪市告示第1007号

大阪市立都島区民センターについては、令和7年7月20日（日）執行の第27回参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪
市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定
に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条
例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示
する。

令和7年7月18日

大阪市長 横山英幸
（都島区役所まちづくり推進課）